

令和 5 年 8 月 2 3 日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：京都土木株式会社

住所：京都府京都市西京区大原野上里鳥見町 8 - 1 8

2. 入札参加資格停止期間：

令和 5 年 8 月 2 3 日から令和 5 年 1 0 月 2 2 日まで（2 か月）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：

地域 1 ～地域 4

4. 事実概要：

本件は、京都土木株式会社が、令和 5 年 6 月 2 7 日付けで建設業許可部局である京都府より、以下の監督処分を受けた。

審査基準日令和 3 年 3 月 3 1 日の経営事項審査申請において、既に退職した者や資格及び実務経験のない者を技術者として技術職員名簿に記載していたことが判明した。また、同申請により得た結果通知書を複数の公共工事の発注者（京都府及び京都市）が資格審査に用いた。

このことは、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当し、同条第 1 項の規定により指示処分の対象となった。

5. 入札参加資格停止措置理由：

京都土木株式会社が、建設業法違反で建設業許可部局である京都府より指示処分を受けたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日付要領第 9 6 号）別表第 2 第 1 0 号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 2

措 置 要 件	地域及び期間
（建設業法違反行為） 10 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	発生地域について、当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地域区分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)
2	兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課